【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【会社名】	サカタインクス株式会社
【英訳名】	SAKATA INX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　上野　吉昭
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
【電話番号】	06(6447)5824
【事務連絡者氏名】	経理部長　木内　隆浩
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽一丁目４番25号　日教販ビル内 サカタインクス株式会社　東京本社
【電話番号】	03(5689)6601
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長　片山　耕
【縦覧に供する場所】	サカタインクス株式会社　東京本社 （東京都文京区後楽一丁目４番25号　日教販ビル内） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2026年11月27日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、当社及び当社子会社の社員(以下「社員」といいます。)に対して、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)の交付及び給付(以下「交付等」といいます。)を行う株式付与ＥＳＯＰ(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを用いた株式交付信託制度(以下「本制度」といいます。)を2027年12月31日で終了する事業年度から2030年12月31日で終了する事業年度までの４事業年度(以下「対象期間」といいます)を対象として継続すること(社員へ継続後の本制度に係る株式交付規程の内容を知らせること)について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄　　サカタインクス株式会社　普通株式

(2) 株式の内容

① 発行数　　221,040株

注１：当社は、社員に交付等を行うことが見込まれる当社株式を管理するため、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与ＥＳＯＰ信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定しております。また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、本信託に係る信託財産の保管・決済等のため共同受託に関する合意書を締結しております。当社は、本取締役会において、本制度の継続に当たり、本信託契約を延長すること及び本信託に対する自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決議いたしました。発行数には本自己株式処分により本信託に処分する当社株式(206,800株)及び延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式の合計を記載しております。

注２：本自己株式処分に係る募集事項は、以下のとおりです。本自己株式処分の割当予定先は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ＥＳＯＰ信託口)です。

(ⅰ) 募集株式の数　206,800株

(ⅱ) 募集株式の払込金額　１株につき2,482円

(ⅲ) 現物出資に関する事項　該当なし

(ⅳ) 払込期日　2026年12月17日

(ⅴ) 増加する資本金及び資本準備金　該当なし

② 発行価格及び資本組入額

(ⅰ) 発行価格　2,482円

(ⅱ) 資本組入額　該当事項はありません。

注１：発行価格は、本自己株式処分に係る１株あたりの払込金額を記載しており、2026年11月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としております。

注２：本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

③ 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(ⅰ) 発行価額の総額　548,621,280円

(ⅱ) 資本組入額の総額　該当事項はありません。

④ 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

社員(対象期間中に新たに社員になる者も含みます。)

なお、本取締役会の日における社員は924名

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の従業員である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

当社の完全子会社　３社

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

①　社員に対する当社株式等の交付等の時期

対象期間が満了した場合、社員が退職した場合、社員が死亡した場合、社員が国内非居住者となることが決定した場合、または本制度が廃止された場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、社員が死亡または国内非居住者となることが決定した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を行います。社員が退職した場合または本制度が廃止された場合、社員に対する当社株式等の交付等に係る受益権確定日が、社員が株式交付規程の内容を知ることとなる日の属する事業年度に係る有価証券報告書(当該知ることとなる日が当社の事業年度開始後６か月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る当社の半期報告書)の提出日より前となる場合には、正当な理由による退職または組織再編成等が行われる場合を除き、当該日より後に当社株式等の交付等を行います。

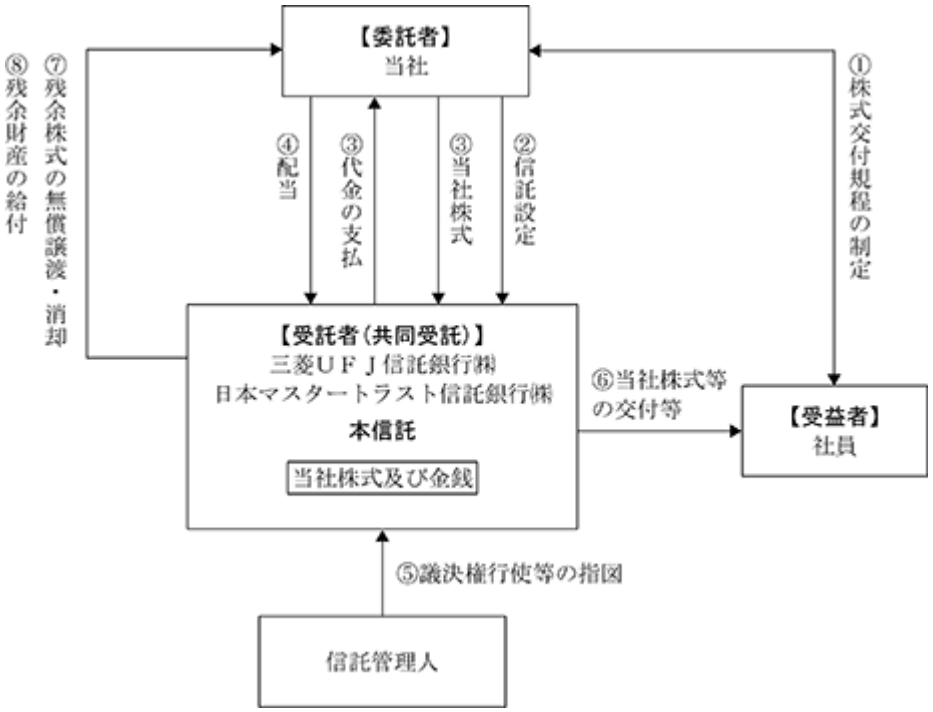
②　譲渡制限の内容

上記①のとおり、金融商品取引法施行令第２条の12第１号に規定する譲渡制限期間満了前に、本信託から社員に対して当社株式が交付されることはありません。

③　失権事由

社員に非違行為等があった場合には、当社株式等の交付等は行いません。

＜本信託の仕組み＞



① 当社は、本制度の継続に関して、取締役会にて決議し、株式交付規程を制定済です。
② 当社は、①の決議に基づき本信託に対して金銭を拠出します。
③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式処分)から取得します。
④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する社員に対して、当社株式等の交付等がされます。
⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式交付信託制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑧ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び子会社と利害関係のない団体へ寄付を行う予定です。

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

社員に交付等を行う当社株式は、社員が、受益者要件を満たして交付等を受けるまでの間、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ＥＳＯＰ信託口)において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(7) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

① 当該信託の受益権の内容

株式交付規程に基づき付与されたポイントに応じた当社株式等について、本信託から交付等を受けることができる権利です。

② 当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

221,040株

③ 当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

社員

以上